

施工条件の明示について

工事名称：市立若宮小学校屋内運動場スロープ設置工事

1. 目 的

- 1) 本工事を施工するにあたり、工事の円滑化を図るために明示するものである。

2. 工程関係

- 1) 工期は令和 8 年 9 月中旬から令和 9 年 1 月 5 日(火曜日)までとする。
- 2) 学校側から休工期等の要望があった場合は、受発注者間で協議を行うものとする。
- 3) 工事を行う時間帯は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

3. 別途工事・関連工事

- 1) 本工事の別途工事及び関連のある工事は下記のとおりである。
 - ・市原市立小中学校特別教室ほか空調設備整備事業予定工期：令和 7 年 9 月 12 日～令和 8 年 10 月 30 日
- 2) 工程及び仮設計画は、上記の工事と十分に協議、調整するものとする。

4. 週休 2 日促進工事

- 1) 本工事は、「市原市営繕工事週休 2 日促進工事实施要領」に基づく現場閉所による【通期の・月単位の】週休 2 日促進工事である。
- 2) 対象期間について、夏季休暇として 3 日間、年末年始休暇として 6 日間を除くものとするが、各休暇として適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）確保に努めること。

5. 用地関係

- 1) 工事車両の出入りは正門とする。なお、工事動線が学校関係者等の動線と交差するため、安全面には十分注意すること。
- 2) 工事車両の駐車場所及び資材置き場等は、学校関係者等の支障にならないよう十分注意する。

6. 公害対策

- 1) 廃棄物等の搬出にあたっては清掃員を配置する等、敷地周辺の汚染防止に努めるものとする。
- 2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。

7. 安全対策

- 1) 近隣住民、利用者及び一般交通等に、迷惑や支障を及ぼさないように、

十分注意して施工するものとする。また利用者の工事範囲への侵入防止を含め、安全対策に十分配慮すること。

- 2) 資材搬入時など大型車両の進入を伴う際には、交通誘導員を配置するなどして安全な交通誘導を図ること。また、児童等の通学時間は避けること。
- 3) 高所作業の際は「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。

8. 仮施設設

- 1) 仮施設設の構造は受注者の責任において安全性を確認し、適切な保安を行うこと。
- 2) 工事で使用する通路及び用地において、舗装等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議の上、補修する。原則、現状復帰での引き渡しとすること。

9. 設計変更および工事の一時中止

- 1) 本工事の設計変更および工事の一時中止については、建設工事請負契約書及び公共建築工事標準仕様書ならびに本特記仕様書等によるが、具体的な手続き等については、「営繕工事請負契約書に係る設計変更等ガイドライン」（市原市）および「工事請負契約における工事一時中止に係るガイドライン」（市原市）によることとする。

10. 現場代理人の常駐義務の緩和について

- 1) 本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。
- 2) 請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任

技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

11. 市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン

- 1) 市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

12. 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。

- 1) 調達検討資材は塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
- 3) 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- 4) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- 6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

13. その他

- 1) 施工にあたっては、「市原市建設工事適正化指導要綱」を遵守し、必要な提出物の作成は本工事に含む。
- 2) 契約後、遅滞なく、施工計画書等を作成し、監督職員の確認を得るものとする。
- 3) 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険その他の保険に附すること。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後 14 日の期間とする。
- 4) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には第三者機関による品質を証明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 5) 本工事は令和 3 年 4 月 1 日より施行された改正後の大気汚染防止法（以下「改正大防法」という。）及び改正後の石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）が適用される工事である。改正大防法第 18 条の 15 及び改正石綿則第 3 条に基づき、改修範囲のすべての材料について、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号及び改正石綿則第 3 条第 4 項に定められる必要な知識を有する者が事前調査（設計図書等の文書を確認した上で、目視による確認（メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明））を行うこと。当該調査の結果を改正大防法第 18 条の 15 第 6 項及び改正石綿則第 4 条の 2 に基づき、都道府県知事及び所轄労働基準監督署長に報告をすること。また、発注者に説明するとともに、現場において公衆に見やすいように掲示すること。
- 6) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- 7) 本工事の着工、施工、完成にあたり、受注者は事前に関係官公署その他の関係機関と協議を行い、必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。